

総社市児童福祉施設入所費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第34号

総社市児童福祉施設入所費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則

総社市児童福祉施設入所費用徴収条例施行規則（平成17年総社市規則第64号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第1号（第3条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号（第3条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

入所費用減免申請書

年 月 日

総社市長 様

〔本人又は
扶養義務者〕住所
氏名

児童福祉法第56条及び総社市児童福祉施設入所費用徴収条例第3条の規定により、次のとおり入所費用の減免を申請します。

記

入所施設名	
入所費用	月額 円
減免申請の理由	
負担できる入所費用	月額 円

（注）減免申請の理由は、できるだけ詳細に書いてください。

なお、退職又は疾病による場合は、事業所の退職証明書又は診断書を添付してください。